

SOS ニュース

仮の顔は三度まで

今から30年以上も前のことです。当時、私は、福岡県北九州市小倉北区にある裁判所（福岡地方裁判所小倉支部）に勤務し、刑事裁判を担当していました。毎日のように殺人や強盗致傷、放火、窃盗、覚せい剤取締法違反等、沢山の犯罪と向き合っていました。

あるとき、無免許運転の起訴状がきました。無免許運転だけで、なぜ略式裁判（罰金）でなく、正式裁判（専門用語で「公判請求（正式起訴）」による刑事裁判といいます。）にされたのだろうといぶかしく思いました。

裁判が始まると、その理由が分かりました。被告人Yには、何と無免許運転の罰金前科が14回もあったのです。Yが小企業の経営者であるという社会的地位や、いかにも上品な感じの人柄、無免許運転以外には全く前科前歴がないこと等から、検察庁も容易に公判請求をすることをためらったのかもしれません。が、15回目の違反となれば、検察庁も黙っていられません。ようやく正式裁判となつたのです。

裁判では、Yも無免許運転した事実は認めると述べましたので、あとは情状だけが争点となります。公判請求はYにとって初めての経験でもありますし、何といっても事案は重大ではないですから、執行猶予が付くことは大方予想されます。ただ罰金前科があまりに多いので、量刑は求刑どおり懲役6月（当時の最高刑）とし、道路交通法違反の罪で付される通常の執行猶予期間より長めの4年間の執行猶予を付する判決をしました。

Yは、この判決言い渡しを聞いて、深々と頭を下げて法廷を後にしました。

ところが、その3か月後、またYが私の法廷に現れたのです。

何と、私が言い渡した先の判決の日の翌朝、また、無免許運転をしたというのです。

当時、小倉の裁判所には、刑事専門の裁判官が4人いましたが、担当事件の割当は、どこの裁判所でも事件の受け順ということになっていますので、同じ被告人が同じ裁判官に当たるというのは大変珍しいことです。

驚いたのは、私よりもYだったでしょう。しかも、私の下した判決の翌日にまた同じ罪を犯したのですから、もう弁解のしようがありません。

それでも今回、執行猶予の付かない実刑判決をすると、Yは、前の執行猶予が取り消され、その判決で言い渡された6月と、今度言い渡す刑を合わせて服役しなければならなくなります。いかにも人の良さそうな会社の経営者を刑務所に送ることには若干のためらいも感じましたが、それにしても判決の翌日に再犯とは、順法精神の欠如、ここに極まれりというほかありません。

結論は、「被告人を懲役3月に処する。」（求刑6月）の実刑判決でした。

Yは、控訴しましたが、当然のことながら控訴棄却となり、合わせて9か月、刑務所に行くことが確定しました。

この事件が、朝日新聞のその日の夕刊に「温情判決の翌日同じ罪」という大きな見出しで掲載されました。

翌朝の毎日新聞のコラム欄にもこの裁判記事が載り、「Yは前回の『会社が倒産寸前で従業員もやめていき、やむをえず自分で車を運転していた』という情状もフイになり、執行猶予が消え、計9か月も刑務所で過ごすハメに。仮の顔は三度まで、裁判官は一度だけ、か。」という文章で括られていました。

私は二度目の裁判で実刑にしたのですが、裁判官の猶予は一度だけという意味でしょうか。

法務部会 弁護士 大和陽一郎